

法令等

問題1～問題40は択一式（5肢択一式）

問題1 正解1

本問は、日本のヨーロッパ法の輸入の流れについての論説文についての穴埋め問題です。基本的な知識としては、以下の諸点を押さえておきましょう。

- ①明治初期の日本では、欧米との不平等条約の解消のために欧米の近代法を整備する必要があり、外国人を招聘して法典を編纂することとしました。
- ②招聘された外国人として有名なのが、フランス人のボアソナードです。
- ③ボアソナードは、フランス刑法を見習った旧刑法、旧民法の起草を行いましたが、このうちフランス民法を見習った旧民法は、反対派の学者から「民法出でて忠孝亡ぶ」という民法典論争が巻き起こり、導入されませんでした。
- ④後に、穂積陳重や梅謙次郎などが、ドイツ民法典第一草案を参考にして民法を起草して導入されました。

以上を前提として、各空欄に入る語句を検討します。

まず、空欄【ア】には、明治以前の江戸時代は鎖国をしており、唯一の交易国がオランダでしたので、「オランダ」が入ります。次に、空欄【イ】には、「ボアソナード」が入ります。さらに、空欄【ウ】には、「フランス」が入ります。最後に、空欄【エ】には「ドイツ」が入ります。

以上より、正解肢は1となります。

問題2 正解5

ア 簡易裁判所が第1審の裁判所である場合、民事訴訟の場合には、控訴審が地方裁判所、上告審は高等裁判所となります。しかし、刑事訴訟の場合には、控訴審が高等裁判所、上告審が最高裁判所となります。したがって、本肢は誤りです。

イ 控訴審の審理構造には、続審・覆審・事後審という種類があります。まず、続審とは、下級審の審理を基礎としつつも、上級審においても新たな訴訟資料の提出を認めて事件の審理を続行する手法です。次に、覆審とは、下級審の審理とは無関係に、上級審が訴訟資料を集め、その訴訟資料に基づいて新たに事件の審理をやり直す手法です。最後に、事後審とは、上級審が自ら審理を継続して新たな心証を形成せず、単に下級審の訴訟資料に基づいて原判決の当否を審査する手法をいいます。我が国では、民事訴訟の控訴審では続審制を採用し、刑事訴訟では事後審制を採用していると解されています。したがって、本肢は誤りです。

ウ 肢イで説明したとおり、我が国の刑事訴訟では、事後審制を採用していると解されています。したがって、本肢は誤りです。

エ 刑事事件の場合には、第1審は事実審、控訴審は事実誤認と量刑不当を審理するときに限り事実審で、一般には法律審です。そして、上告審は原則として憲法違反・判例違反の有無を審理する法律審です。ただし、上告審の裁判でも職権で事実認定をすることも可能です（刑事訴訟法411条3号参照）。よって、本肢は妥当な記述です。

オ 裁判所法4条は、「上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。」と規定しています。本条項に照らし、本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはエ・オとなり、正解肢は5となります。

問題3 正解1

- 1 衆参両議院の比例代表選出議員に欠員が出た場合、当選順位に従い繰上補充が行われます（公職選挙法97条の2参照）。しかし、名簿登載者のうち、除名、離党その他の事由により名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出がなされているものは、繰上補充の対象となりません（公職選挙法98条3項）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければなりません（憲法50条）。ただし、例外が国会法33条に定められています。すなわち、「各議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、会期中その院の許諾がなければ逮捕されない。」と規定されています。したがって、①院外の現行犯逮捕と、②所属院の許諾がある場合、には逮捕ができるということになります。よって、本肢は誤りです。
- 3 判例は、国会内部における議事手続には、司法権が及ばないと解しています（最大判昭37.3.7）。したがって、除名処分も国会内部の議事手続に変わりはないので、司法審査は及ばないと解されます。よって、本肢は誤りです。
- 4 地方議会の内部事項については、部分社会の法理を適用し、除名は別として、地方議会による議員への懲罰について、司法審査は及ばないと解しています（最判昭35.10.19）。よって、本肢は誤りです。
- 5 判例は、地方議会の議員には、国會議員のような免責特権が及ばないと解しています（最大判昭42.5.24）。よって、本肢は誤りです。

問題4 正解4

- 1 本肢の結論である、「憲法に違反する。」という部分は妥当ですが、その理由付けが誤りです。判例は、判決の中で、立法裁量の判断において「当該規定が補充的に機能する規定であること」は、重要性を要しないとしています（最大判平25.9.4）。したがって、本肢は誤りです。
- 2 最高裁は、日本国民との法律上の親子関係の存否に加え、日本との密接な結びつきの指標として一定の要件を設け、これを満たす場合に限り出生後の国籍取得を認めるとする立法目的には、合理的な根拠があるとしています（最大判平20.6.4）。したがって、本肢は誤りです。
- 3 最高裁は、出生届に嫡出子又は嫡出でない子の別を記載すべきものとする戸籍法の規定は、憲法に違反しないとしています（最判平25.9.26）。したがって、本肢は誤りです。
- 4 最高裁は、厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間（100日）を超えて女性の再婚を禁止する民法の規定は、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超え、憲法に違反するに至ったと判断しました（最大判平27.12.16）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 5 判例は、我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、民法750条の規定の在り方自体から生じた結果であるということはできず、憲法14条に違反するものではないと判示しています（最大判平27.12.16）。したがって、本肢は誤りです。

問題5 正解1

- 1 判例は、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることが「やむを得ないと認められる事由がなければならない」としつつ、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上できないし著しく困難であると認められる場合でない限り、この「やむを得ない事由」があるとはいはず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するといわざるを得ない、としています（最大判平17.9.14）。この判例の趣旨からすると、「選挙権行使の制約をめぐっては国会の広い裁量が認められる」とする問題文の主張は、誤りとなり、これが正解肢となります。
- 2 判例は、立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要としつつ、憲法15条1項には、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないものの、これも基本的人権の一つと解すべきであるとしています。そして、選挙における立候補の自由は、憲法15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利であるから、これに対する制約は、特に慎重でなければならないと判示しています（最大判昭43.12.4）。よって、本肢は正しい記述です。
- 3 判例は、平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙の選挙無効請求事件において、問題文のように述べて、原告の公職選挙法の規定が候補者届出政党に所属する候補者を優遇する不平等なものであるという主張を退けました（最大判平23.3.23）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 4 判例は、衆議院総選挙における小選挙区制を採用した平成8年10月20日施行の総選挙の選挙無効請求事件において、問題文のように述べて、小選挙区制を合憲と解しています（最大判平11.11.10）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 5 判例は、公職選挙法が衆議院議員選挙につき採用している比例代表制の合憲性について、問題文のように述べて、これを合憲としています（最大判平11.11.10）。よって、本肢は妥当な記述です。

問題6 正解2

- 1 判例は、教科書検定制度の合憲性に関する訴訟の中で、憲法26条は、子どもに対する教育内容を誰がどのように決定するかについて、直接規定していないとしつつ、国においても問題文のような決定権能を認めています（最判平5.3.16）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 2 判例は、憲法21条2項にいう検閲とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的とし、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを特質として備えるものを指すと解すべきであるとし、本件検定では、一般図書としての発行を何ら妨げるものではなく、発表禁止目的や発表前の審査などの特質がないから、検閲に当たらず、憲法21条2項前段の規定に違反するものではないとしています（最判平5.3.16）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢になります。
- 3 判例は、憲法21条1項の表現の自由も無制限ではなく、公共の福祉による合理的で必要やむを得ない限度の制限を受けることがあり、その制限が右のような限度のものとして容認されるかどうかは、制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決せられるべきとした上で、問題文のように述べて表現の自由には反しないと解しています（最判平5.3.16）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 4 判例は、教科書検定が憲法23条の規定する学問の自由の保障に反するのではないかという点について、問題文のように述べて、これを否定しています（最判平5.3.16）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 5 行政手続にも憲法31条が適用されるところ、教科書検定では、検定の審議手続が公開されていないこと、検定不合格の場合は、事前に不合格理由についての告知、弁解、防衛の機会が与えられず、事後の告知も理由の一部についてされるにすぎないことを理由として、この点の合憲性が争われました。判例は、問題文のように述べて、検定は憲法31条に違反しないと解しています（最判平5.3.16）。よって、本肢は妥当な記述です。

問題7 正解3

- 1 裁判官の罷免については、弾劾裁判所が行います。すなわち、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。」と規定されています（憲法78条）。これに対して、裁判官の懲戒については、懲戒委員会ではなく管轄の高等裁判所が行います（裁判官分限法3条）。よって、本肢は誤りです。
- 2 裁判官の懲戒の内容は、「職務停止、減給、戒告又は過料」ではなく、「戒告又は一万円以下の過料」となります（裁判官分限法2条）。よって、本肢は誤りです。
- 3 判例は、裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持すること、三権分立主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することの重要性及び裁判官は単独で又は合議体の一員として司法権を行使する主体であることにかんがみれば、司法権を行使する裁判官に対する政治運動禁止の要請は、一般職の国家公務員に対する政治的行為禁止の要請よりも強い、と判断しています（最大決平10.12.1）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 判例は、政治運動を理由とした懲戒が憲法21条に違反するか否かについて、問題文のように「当該政治運動の目的や効果、裁判官の関わり合いの程度の3点から判断」とは述べていません（最大決平10.12.1）。したがって、本肢の記述は誤りです。
- 5 裁判所法は、「裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。」と規定しています（49条）。判例によると、この「品位を辱める行状」とは、「職務上の行為であると、純然たる私的行為であるとを問わず、およそ裁判官に対する国民の信頼を損ね、又は裁判の公正を疑わせるような言動をいうものと解するのが相当である。」とされています。したがって、判例は、問題文のように、「著しく品位に反する場合のみに限定」とは解していません（最大決平30.10.17）。以上より、本肢は誤りです。

問題8 正解4

- 1 即時強制の定義については、義務の履行を強制するためではなく、目前急迫の障害を除く必要上、義務を命じる暇のない場合、又はその性質上義務を命ずることによってその目的を達しがたい場合に行政法規の根拠に基づいて、直接に私人の身体や財産に実力を加えて行政目的を達する作用と説明されます。本肢では、「行政上の義務を速やかに履行させること」と述べて、義務の履行を前提とした記述をしている点が誤りです。
- 2 直接強制の定義自体は正しいのですが、一概に直接強制は代執行を補完するというものではありませんし、代執行法に規定もされていません。したがって、本肢は誤りです。
- 3 代執行法2条は「法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）」と規定しています。つまり、ここにいう「法律」に条例は含まれます。この点から、本肢は誤りです。
- 4 秩序罰とは、犯罪とまではいえないような、行政上の軽微な義務違反に対して科される罰則をいいます。この秩序罰に該当するのは、過料のみです。秩序罰は、国の法令に基づく場合には、非訟事件手続法によって裁判所により科され、条例や規則に基づく場合には、地方公共団体の長が科すこととされています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 反則金の納付通知については、处分性がないと解され、それ故、その納付通知の取消訴訟は提起できないとされています（最判昭57.7.15）。よって、本肢は誤りです。

問題9 正解3

- 1 国家行政組織法5条3項は、「各省大臣は、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。ただし、内閣総理大臣が自ら当たることを妨げない。」と規定しています。本肢は誤りです。
- 2 国家行政組織法14条2項は、「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。」と規定しています。告示を発するのは、「その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合」です（14条1項）。本肢は誤りです。
- 3 国家行政組織法は、「各省大臣は、主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならない。」と規定しています（11条）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 国家行政組織法12条1項は、各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として「省令」を発することができる、と規定しています。問題文では、「省令」ではなく、「規則その他の特別の命令」と記述しています。よって、本肢は誤りです。
- 5 内閣法6条は、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は誤りです。

問題10 正解5

本問は、問題文にもありますが、公有水面埋立てに関する最高裁判所判決に関する問題です（最判平17.12.16）。

この事案は、公有水面埋立法2条に基づく大分県知事の埋立免許を受けて海面の埋立工事が行われて完成したところ、未だ「竣工認可」がされていない埋立地（竣工未認可埋立地）が、はたして取得時効の対象となるか否かが争われたという事件です。

判例は、原則として埋立が完成しても竣工認可がされて埋立権者が所有権を取得するまでは、公有水面埋立法に定める原状回復義務の対象になり得るとしつつ、長年にわたり当該埋立地が事实上公の目的に使用されることもなく放置され、公共用財産としての形態、機能を完全に喪失し、その上に他人の平穏かつ公然の占有が継続したがそのため実際上公の目的が害されるようなこともなく、これを公共用財産として維持すべき理由がなくなり、同法に基づく原状回復義務の対象とならなくなつた場合には、土地として存続することが確定し、同時に、黙示的に公用が廃止されたものとして、取得時効の対象となるというべきである、と判断しました。

このことを前提として、各選択肢を検討します。まず、(ア)ですが、いわゆる海については、私法上の所有権の客体にはなりませんので、正しい記述です。

次に、(イ)の公共用財産ですが、海は公物の分類上は、一般国民や住民の利用に供用される物ですので、公共用物に分類されます。したがって、こちらも正しい記述です。

さらに、(ウ)ですが、取得時効が問題となっている事案ですので、占有で正しいです。そして、(エ)ですが、これは有名な判例の文言ですが、明示的廃止というのであれば、その旨の行政処分などが必要ですが、本事案では、単に事実の積み重ねによる廃止ですので、「默示」的公用廃止というべきです。したがって、この点が誤りです。最後に、(オ)ですが、この事案では、消滅時効ではなく取得時効が問題となっていますので、この点が誤りです。

以上より、誤っているのはエ・オとなり、正解肢は5となります。

問題11 正解4

- 1 本肢は、行政手続法36条の2第1項の規定内容についての出題です。当該条項では、中止その他の措置をとることを求める能够性、「何人も」ではなく、「行政指導の相手方」としています。したがって、本肢は誤りです。
- 2 本肢では、行政指導の相手方を、特定か不特定かは問わないとしていますが、行政指導の定義については、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため「特定の者」に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう、と規定されています（2条6号）。したがって、本肢は誤りです。
- 3 地方公共団体の機関がする行政指導については、その根拠が法律か条例・規則かによって左右されず、いずれの場合も行政手続法の適用はありません（3条3項）。本肢は誤りです。
- 4 行政手続法35条3項は、行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項（当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を含む）を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない、と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 法律上は、その根拠が法律か条例・規則かにかかわらず、行政指導指針を定める場合には、原則として、意見公募手続が必要です（39条1項、2条8号二）。したがって、本肢は誤りです。

問題 12 正解 5

ア 聴聞の主宰者の除斥事由については、行政手続法19条2項各号で定められています。そこでは、当該聴聞の当事者や参加人、それらの配偶者や4親等内の親族などが列挙されていますが、「当該不利益処分に係る事案の処理に直接関与した者」は規定されていません。したがって、本肢は誤りです。

イ 本肢の記述は、いわゆる「標準処理期間」の定めについてですが、行政手続法では、申請に対する処分の場合には、標準処理期間の定めについて規定がありますが（6条参照）、不利益処分の場合には標準処理期間の定めについての規定はありません。したがって、本肢は誤りです。

ウ 行政手続法23条1項は、主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる、と規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

エ 行政手続法には、問題文のような規定は存在しません。したがって、本肢は誤りです。

オ 行政手続法18条1項は、当事者及び参加人は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない、と規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはウ・オとなり、正解肢は5となります。

問題13 正解2

ア 行政手続法36条は、「同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。」と規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

イ 行政庁には、標準処理期間を定める義務ではなく、努力義務があります（6条）。そして、この標準処理期間はあくまでも目安となるものですので、これを超過した場合でも、直ちに不作為による違法と認定されるものではありません。したがって、本肢は誤りです。

ウ 行政手続法12条1項は、「行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」と規定しています。つまり、処分基準の公表は努力義務であり、法的義務ではありません。本肢は誤りです。

エ 行政手続法8条1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならぬ。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」と規定しています。本条項では、全部許否と一部許否で取り扱いを異にしています。したがって、本肢は誤りです。

オ 行政手続法39条1項は、法律に基づく命令、審査基準、処分基準及び行政指導指針を定める場合（同法2条8号参照）、意見公募手続をとらなければならないこと、さらに、同条4項は、公益上、緊急に命令等を定める必要等の例外事由があることを定めています。したがって、本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはア・オとなり、正解肢は2となります。

問題 14 正解 4

ア 行政不服審査法は、審査請求をした後の裁決の時期について、審査庁が、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき、又は行政不服審査会等へ諮問しない場合に、審理員意見書が提出されたときは、遅滞なく、裁決をしなければならないとのみ規定しています（44条）。問題文のように、「行政不服審査法に定められた期間内に裁決がないときは、当該審査請求が審査庁により棄却されたものとみなすことができる。」という規定はありません。本肢は誤りです。

イ まず、裁決は、関係行政庁を拘束すると規定されています（52条1項）。そして、この規定は再審査請求について準用されています（66条1項）。しかし、審査請求より簡易な手続である再調査請求には準用されていません（61条参照）。したがって、本肢は妥当な記述です。

ウ まず、問題文の前段は正しい記述です。審査請求及び再審査請求に対する裁決については、認容、棄却、却下の3つの類型があります。しかし、後段の、再調査の請求については「これに対する決定は、認容と棄却の2つの類型のみ」という記述は誤りです（58条、59条参照）。こちらも、認容、棄却、却下の3つの類型があります。さらに、54条では、再調査の請求期間も法定されていますので、「再調査の請求については請求期間の定めがない」という点も誤りです。

エ いわゆる事情判決の制度は、審査請求では採用されていますが（45条3項）、再調査の請求では採用されていません（61条参照）。したがって、本肢は誤りです。

オ 行政不服審査法47条2号は、事実上の行為のうち、処分庁である審査庁に審査請求をすべきとされているものについて、審査請求に理由がある場合には、審査庁は、事情裁決の場合を除き、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する措置をとるべき、と規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはイ・オとなり、正解肢は4となります。

問題15 正解4

- 1 行政不服審査法21条1項は、「審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。」と規定しつつ、同条2項で処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならないと規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 2 行政不服審査法24条2項は、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときには、審査庁は、審理手続を経ないで、裁決で、当該審査請求を却下することができる旨を規定しています。本肢は妥当な記述です。
- 3 行政不服審査法38条1項は、審査請求人は、審理手続が終了するまでの間、審理員に対し、提出書類等の閲覧を求めることができること、さらには当該書面若しくは「当該書類の写し」若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付ができる旨も規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 4 行政不服審査法は、口頭意見陳述の機会の付与について、「審査請求人又は参加人の申立てがあった場合」と規定しています（31条1項）。つまり、参加人も口頭意見陳述の機会の付与について、申し立てることができます。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 5 行政不服審査法は、行政に対する不服申立ての一般法とされています（1条2項）。したがって、当該処分が法律上適用除外とされていない限り、当該処分の根拠となる法律に審査請求をすることができる旨の定めがないものについても、審査請求をすることになります。本肢は妥当な記述です。

問題16 正解5

- 1 問題文の本文に、「行政不服審査法の規定に関する」という記述がありますので、本肢のような規定が行政不服審査法に存在するかが問われていることになります。結論としては、本肢のような規定は存在しません。なお、行政不服審査法は、行政手続法と異なり、地方公共団体の行う処分等についても対象としています。したがって、本肢は誤りです。
- 2 そもそも肢1で述べたとおり、行政不服審査法は、国、地方公共団体を通じて適用されます。そして、審理員となるべき者の名簿の規定に、「地方公共団体の議会の議決を経なければならない」という定めはありません（17条参照）。したがって、本肢は誤りです。
- 3 行政不服審査法81条2項は、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができます、と規定しています。問題文のように、国の行政不服審査会に諮問を行うことができるという規定はありません。したがって、本肢は誤りです。
- 4 そもそも、地方議会の議決によってされる処分については、行政不服審査法は適用除外になります（7条1項1号）。したがって、本肢は誤りです。
- 5 行政不服審査法81条4項は、原則として、地方公共団体におかれ行政不服審査機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例で定めることとしています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題17 正解5

- 1 行政事件訴訟法は、執行停止は裁判所が疎明に基づいて行うとし（25条5項）、その場合には口頭弁論は不要としています（25条6項本文）。したがって、本肢は誤りです。なお、この場合、口頭弁論は不要ですが、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならぬとの規定があります。
- 2 執行停止については、条文上「裁判所は、申立てにより、」と規定されています（25条2項本文）。つまり、職権によることはできません。したがって、本肢は誤りです。
- 3 条文上は、「償うことができない損害を避けるための緊急の必要がある場合」ではなく、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」と規定されています（25条2項本文）。したがって、本肢は誤りです。
- 4 条文では、「執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。」と規定されています（25条4項）。これに対して、問題文は、「本案について理由があるとみえる場合でなければ、することができない。」と記述していますので、条文よりも執行停止ができる範囲が狭くなってしまっています。したがって、本肢は誤りです。
- 5 行政事件訴訟法25条2項ただし書は、「ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。」と規定しています。これは、処分の効力の停止は、処分の効力そのものを停止させるという強度の措置であることから、処分の執行又は手続の続行の停止などのより軽い措置により目的が達成できない場合に、補充的に使用するべきとする趣旨です。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題18 正解3

- 1 行政事件訴訟法11条2項は「処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。」と規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 2 行政事件訴訟法11条6項は「処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第一項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上的一切の行為をする権限を有する。」と規定しています。本肢は妥当な記述です。
- 3 行政事件訴訟法上は、裁決をした国又は公共団体に所属する行政庁が行った裁決の取消しの訴えは、当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければなりません（11条1項2号）。国民にとって、分かりやすいように「国」「公共団体」という処分庁が所属する最大単位を被告としています。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 4 裁判所は、義務付けの訴えに係る処分につき、訴えに理由があると認めるときは、当該処分の担当行政庁が当該処分をすべき旨を命ずる判決をすべきこととされています（37条の2第5項）。本肢は妥当な記述です。
- 5 裁判所は、私法上の法律関係に関する訴訟（いわゆる争点訴訟）において処分の効力の有無が争われている場合、決定をもって、その処分に關係する行政庁を当該訴訟に参加させることができます（45条1項により、23条1項の準用）。したがって、本肢は妥当な記述です。

問題19 正解1

- 1 行政事件訴訟法23条1項は、「裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。」と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 職権証拠調べについて、その対象を問題文のように「訴訟要件に関するものに限られ、本案に関するものは含まれない。」に限定する規定はありません（24条参照）。したがって、本肢は誤りです。
- 3 行政事件訴訟法は、明文で「取消訴訟においては、自己の法律上の利益に關係のない違法を理由として取消しを求めることができない。」と規定しています（10条1項）。したがって、本肢は誤りです。
- 4 行政事件訴訟法31条1項前段は、取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるとときは、裁判所は、請求を「棄却」することができる、と規定しています。「却下」ではありません。本肢は誤りです。
- 5 行政事件訴訟法は、2号義務付け訴訟を提起する場合には、必ず申請に対する不作為の違法確認訴訟ないし申請を拒否した処分の取消訴訟（又は無効等確認訴訟）と一緒に併せて提起することを要求しています（行政事件訴訟法37条の3第3項2号）。したがって、本肢は誤りです。

問題20 正解1

本問は、相当以前に決定された都市計画に係る計画道路の区域内にその一部が含まれる土地に建築物の建築の制限が課せられることによる損失について、憲法29条3項に基づく補償請求をすることがないとされた事例についての最高裁判例における、補足意見を題材とするものです。

まず、補足意見とは、結論に賛成する立場から、さらに付随的な事項や念のための説明などを付け加えるもので、判決の理由・論理の補足の説明という位置付けです。したがって、本問の問題文も、判例の結論と同じ結論に立つということになります。

以上を前提にして、まず問題文を一読し、さらに選択肢を一読して各空欄に入る語句を検討します。

まず、空欄【ア】には、公共の利益が入ります。その前の文章の「公のために用ひる」という語句から、公共の利益がふさわしいと判断します。

次に、空欄【イ】には、都市計画制限が入ります。ここは、選択肢では「特別の犠牲」か「都市計画制限」かの二択になりますが、仮に特別の犠牲と入れた場合、文章の意味がとおりません。特別の犠牲であることを理由に補償を肯定するのであれば別ですが、特別な犠牲であるから補償を拒むのでは、判例の考え方とも一致しません。

最後に、空欄【ウ】ですが、ここには「受忍限度」が入ります。この文の主題は、制限の内容と同時に制限の及び期間を考慮して、補償をすべきレベルの都市計画制限は、いかなる程度のものかという点にあります。そうすると、補償の要否というのが相応しいとも思えますが、この文章の一つ前の文章に「権利者に無補償での制限を受忍させることに合理的な理由」という一文がありますので、この点を考慮して「受忍限度」の方がよいと考えます。

以上より、正解肢は1となります。

問題21 正解5

本問は、国家賠償法に関する判例を題材とした問題です。

この判例の案件は、ある国道に面する崖が崩壊し、そこから岩石が落下して、たまたまその下の道路を通行していた貨物自動車にあたり、助手席に乗っていた者が即死したというものです。

判例は、付近ではしばしば落石や崩土が起き、通行上危険があつたにもかかわらず、道路管理者において、「落石注意」の標識を立てるなどして通行車に対し注意を促したにすぎず、道路に防護柵又は防護覆を設置し、危険な山側に金網を張り、あるいは、常時山地斜面部分を調査して、落下しそうな岩石を除去し、崩土のおそれに対しては事前に通行止めをするなどの措置をとらなかったことを指摘し、そのことが通行の安全性の確保において欠け、その管理に瑕疵があつたものというべきとして国の責任を認めました。

以上を前提にして、各空欄にあてはまる語句を検討します。

まず、空欄 [ア] には、「通常有すべき安全性」が、空欄 [イ] には「過失」が入ります。これは、いわゆる基本知識として、国家賠償法2条の營造物の設置又は管理の瑕疵の意義をそのまま解答すれば良いことになります。

次に、空欄 [ウ] ですが、「予算措置」が入ります。ここは、その直前に「その費用の額が相当の多額にのぼり」という語句がありますので、事務処理の問題ではなく「予算措置」の問題だということが判断できます。

最後に、空欄 [エ] ですが、「回避可能性」が入ります。最高裁は、国の側に責任を認めるという立場に立っていますので、本件事故が、「不可抗力である」とか「回避可能性がない」とような場合ではない、という原審が下した判断を支持している内容になるべきだからです。なお、予見可能性については、問題文の最初の方で、「過失の存在は必要としないと解するを相当とする」と述べているので、過失の有無の根拠となる予見可能性の有無よりも、ここは回避可能性のほうが相応しいと考えます。

以上より、正解肢は5となります。

問題22 正解3

- 1 地方議会の招集権者は、地方公共団体の長と規定されています（101条1項）。
地方議会の議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求できるだけです（101条2項）。したがって、本肢は誤りです。
- 2 地方自治法は、議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができると規定していますので、前段は正しい記述です（101条3項）。しかし、その場合に、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から20日以内に臨時会を招集しなければならないこととされていますので、後段は誤りです（101条4項）。
- 3 地方自治法は、議会の種類について、「普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。」としています（102条1項）。そして、臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集することとし（102条3項）、臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならないとしています（102条4項）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 地方自治法の定めでは、地方議会の議員は、議員定数の12分の1以上の賛成をもって、予算以外の議案を提出することができます（112条1項、2項）。このことは、法律による定めですので、条例によって1名でも可能とすることはできません。本肢は誤りです。
- 5 地方自治法は、議員の請求による会議の開催（114条1項）、会議の公開について（115条1項）、それぞれ規定をおいています。したがって、本肢は誤りです。

問題23 正解3

- 1 地方自治法は、公の施設について、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」と規定しています（244条1項）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 2 地方自治法は、公の施設について、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定しています（244条の2第1項）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 3 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体が指定する法人その他の団体に、公の施設の管理を行わせることができます、そのためには条例による必要があります（244条の2第3項）。長の定める規則ではありません。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 4 地方自治法は、普通地方公共団体は、指定管理者（すなわち、公の施設の管理を行わせる法人その他の団体）の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定しています（244条の2第6項）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 5 地方自治法は、普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（利用料金）を当該指定管理者の収入として収受させることができる、と規定しています（244条の2第8項）。したがって、本肢は妥当な記述です。

問題24 正解1

- 1 地方自治法196条3項は、「監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。」と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 地方自治法196条1項は、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから、これを選任するとしつつ、ただし書で、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができると規定しています。問題文では、「条例に特に定めのない限り、当該普通地方公共団体の監査委員となることができない。」との記述がありますが、地方自治法の明文で議員が選任されうると規定されています。したがって、本肢は誤りです。
- 3 肢2の解説のとおり、地方自治法196条1項は、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、選任すると規定しています。したがって、本肢は誤りです。
- 4 監査委員の定数については、地方自治法195条2項が「監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。」と規定しています。同条項ただし書に照らして、本肢は誤りです。
- 5 地方自治法196条5項は、「都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。」と規定しています。したがって、本肢は誤りです。

問題25 正解1

ア 本肢は、水道事業者である町が水道水の需要の増加を抑制するため、マンション分譲業者との給水契約の締結を拒否したことは、「住宅を供給する事業を営む者が住宅を分譲する目的であらかじめしたものについて給水契約の締結を拒むことにより、急激な水道水の需要の増加を抑制するためのやむを得ない措置」として、水道法15条1項にいう「正当の理由」に該当するとされた最高裁判例の見解です（最判平11.1.21）。本肢は妥当な記述です。

イ 本肢は、市がマンションを建築しようとする事業主に対して指導要綱に基づき教育施設負担金の寄付を求めた行為が違法な公権力の行使に当たるとされたという事件の最高裁判例の見解です（最判平5.2.18）。この中で、最高裁は、指導要綱に従わない事業主には水道の給水を拒否するなどの制裁措置を背景として義務を課することは、行政指導の限度を超え、違法な公権力の行使に当たるとしています。したがって、本肢は妥当な記述です。

ウ 本肢も、上記の肢イと同じような背景の事案を題材にしています。すなわち、本件は、武藏野市側が、指導要綱を順守させるための圧力手段として、水道事業者が有している給水の権限を用い、指導要綱に従わないA建設らとの給水契約の締結を拒んだというものです。判例は、上記の肢イと同じく、水道事業者としては、たとえ指導要綱に従わない事業主らからの給水契約の申込であっても、その締結を拒むことは許されないとしました（最判平元.11.8）。したがって、本肢は誤りです。

エ 本肢は、違法建築物についての給水装置新設工事申込の受理の事実上の拒絶につき、市が不法行為法上の損害賠償責任を負わないとされた事例についての最高裁判決を題材としています（最判昭26.7.16）。最高裁は、問題文のような事情を認定し、それに対して市は申込者に対し工事申込の受理の拒否を理由とする不法行為法上の損害賠償の責任を負うものではないとしました。したがって、本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはア・イとなり、正解肢は1となります。

問題26 正解5

ア いわゆるエホバの証人の剣道実技許否の判例です（最判平8.3.8）。すなわち、信仰上の理由により、剣道実技の履修を拒否した市立高等専門学校の学生に対する原級留置処分及び退学処分が、校長の合理的な裁量権の範囲を超える違法なものであるとされた事例です。その中で、判例は「裁判所がその処分の適否を審査するに当たっては、校長と同一の立場に立って当該処分をすべきであったかどうか等について判断し、その結果と当該処分とを比較してその適否、軽重等を論すべきものではなく、校長の裁量権の行使としての処分が、全く事実の基礎を欠くか又は社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法であると判断すべきものである」と述べています。したがって、本肢は誤りです。

イ 本肢の題材は、市立中学校教諭に対する同一市内中学校間の転任処分と右処分の取消を求める訴えの利益の有無についての判例です（最判昭61.10.23）。裁判の中で、最高裁は、異例の転任処分により教諭の名誉侵害がなされたとの主張に対して、転任処分が、その身分、俸給等に異動を生ぜしめず、客観的、実際的見地からみて勤務場所、勤務内容等に不利益を伴うものでないときは、他に特段の事情がない限り、右教諭は転任処分の取消を求める訴えの利益を有しないとして、名誉侵害については別途国賠訴訟等で処理すべきとしました。したがって、本肢は誤りです。

ウ 本肢の事案は、以下のとおりです。まず、都立学校の各校長が、都の教育委員会の通達に基づき、卒業式や入学式等の式典に際し、国歌斉唱の際に国旗に向かって起立して斉唱することを命ずる旨の職務命令、及び音楽科担当の教職員に対し国歌斉唱の際にピアノ伴奏をすることを命ずる旨の職務命令を発しました。そして、これに反した者に対して一定の処分がなされました。これに対して、処分を受けた教職員等が、裁判所に対して、そのような義務のないことの確認訴訟、懲戒処分の差止訴訟、さらには国賠訴訟を提起したというものです（最判平24.2.9）。この中で、最高裁は、このような職務命令は、教科とともに教育課程を構成する特別活動である都立学校の儀式的行事における教育公務員としての職務の遂行の在り方に関する校長の上司としての職務上の指示を内容とするものであって、教職員個人の身分や勤務条件に係る権利義務に直接影響を及ぼすものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないとしています。したがって、本肢は妥当な記述です。

エ 判例は、前提として、「国公立の大学は公の教育研究施設として一般市民の利用に供されたものであり、学生は一般市民としてかかる公の施設である国公立大学を利用する権利を有するから、学生に対して国公立大学の利用を拒否することは、学生が一般市民として有する右公の施設を利用する権利を侵害するものとして司法審査の対象になるものというべきである」としつつ、「国公立の大学において右のよ

うに大学が専攻科修了の認定をしないことは、実質的にみて、一般市民としての学生の国公立大学の利用を拒否することにほかならないものというべく、その意味において、学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものであると解するのが、相当である。されば、本件専攻科修了の認定、不認定に関する争いは司法審査の対象になる」と判示しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはウ・エとなり、正解肢は5となります。

問題27 正解5

ア 時効の援用については、民法145条は、「時効は、当事者（消滅時効にあっては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。」と規定していますが、その効果については、判例が、時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、時効が援用されたときにはじめて確定的に生ずるものである、と解しています（最判昭61.3.17）。したがって、本肢は妥当な記述です。

イ 時効の援用については、裁判上でも裁判外でも可能ですが、裁判上で行使する場合には、事実審の口頭弁論終結時までにする必要があります（大判大12.3.26）。したがって、本肢は妥当な記述です。

ウ 被相続人の占有により取得時効が完成した場合において共同相続人の1人が取得時効を援用することができる限度について、判例は、被相続人の占有により取得時効が完成した場合において、その共同相続人の1人は、自己の相続分の限度においてのみ取得時効を援用することができるとしています（最判平13.7.10）。したがって、本肢は妥当な記述です。

エ 肢1でも述べていますが、民法145条は、援用権者について、消滅時効にあっては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む、と規定しています。したがって、本肢は誤りです。

オ 判例は、主たる債務者である破産者が免責決定を受けた場合には、その免責決定の効力の及ぶ債務の保証人は、その債権についての消滅時効を援用することはできない、としています（最判平11.11.9）。したがって、本肢は誤りです。

以上より、誤っているものはエ・オとなり、正解肢は5となります。

問題28 正解なし

問題28については、試験センターより「選択肢3及び選択肢4が正答として取り扱うことが適當と考えられる」として、全員が正解という措置がなされました。

- 1 民法101条1項は、「代理人が相手方に対してもうした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。」と規定しています。ただし、代理人が相手方に対して詐欺を行った場合における相手方の意思表示については、代理人の意思表示の問題ではないので、101条1項は適用されません。この場合、民法96条1項により、相手方は詐欺取消しをすることができます。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 2 民法は、無権代理の相手方の催告権として、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、「追認を拒絶したものとみなす」と規定しています（114条）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 3 判例は、代理人が直接本人の名において権限外の行為をした場合において、相手方がその行為を本人自身の行為と信じたときは、そのように信じたことについて正当な理由があるかぎり、民法110条の規定を類推して、本人はその責に任ずるものと解するのが相当であるとしています（最判昭44.12.19）。したがって、本肢は誤りです。
- 4 まず、復代理人は代理人と同じ義務を負うことから、復代理人が代理行為の履行として相手方から目的物を受領したときは、本人に対して引き渡す義務を負うことになります。そして、復代理人は代理人に対しても、引き渡し義務を負うと解されています（最判昭51.4.9）。したがって、本肢は誤りです。
- 5 民法115条は、無権代理の相手方の取消権について、「代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時において代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。」と規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

問題29 正解2

- 1 民法178条は、「動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなければ、第三者に対抗することができない。」と規定しています。差押債権者は「第三者」(178条)に当たるため、BはCに対して自己が所有者であることを対抗できず、Cによる強制執行の不許を求めるることはできないことになります。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 2 本肢において、まずEは動産の賃借人であり、Fは動産の譲受人という立場になっています。この場合に、新所有者であるFが従来の賃借人であるEに対して、所有権を主張して動産の引き渡しを請求する場合には、対抗要件である占有移転が必要です（大判大4.2.2、大判大8.10.16）。しかし、本問では「D・F間において乙機械に関する指図による占有移転が行われていなかった」とあり、対抗要件がありませんので、EはFの請求に応じる必要はないことになります。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 3 判例は、動産の寄託をうけ一時これを保管しているにすぎない者は民法178条の第三者に該当しないと判断しています（最判昭29.8.31）ので、本肢のHは、Iの所有権に基づく引渡しの請求に応じなければなりません。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 4 判例は、動産に関する譲渡担保権の対抗要件としては占有改定による引渡しで足ること、さらに、譲渡担保権設定契約の締結後に、債務者が動産の直接占有を継続している事實をもって、占有改定による引渡しが行われたものと認めています（最判昭30.6.20）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 5 判例は、債権者と債務者との間に、右のような集合物を目的とする譲渡担保権設定契約が締結され、債務者がその構成部分である動産の占有を取得したときは債権者が占有改定の方法によってその占有権を取得する旨の合意に基づき、債務者が右集合物の構成部分として現に存在する動産の占有を取得した場合には、債権者は、当該集合物を目的とする譲渡担保権につき対抗要件を具備するに至ったものということができ、この対抗要件具備の効力は、その後構成部分が変動したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となつた動産を包含する集合物について及ぶものと解すべきである、としています（最判昭62.11.10）。したがって、本肢は妥当な記述です。

問題30 正解4

ア 地役権は、要役地と承役地の利用の調整を本質とする権利ですので、要役地所有者の権利行使は、その必要範囲において認められます。そうすると、本肢においても、地役権も物権として、Bの妨害排除請求は認めてもよいと解されますが、甲土地をBに引き渡すように請求することまでは認められないと解されます。したがって、本肢は誤りです。

イ まず、前提として、Bの眺望確保の地役権も認められます（280条）。そして、当該地役権の内容については、登記により対抗要件も肯定できます。他方で、Cの賃借権は債権であり地役権に対抗できません。そのため、Bは地役権に基づき建物の収去を求めることができます。したがって、本肢は妥当な記述です。

ウ 本肢では、Aが甲土地を所有し、その上にCが地上権に基づいて丙建物を立てています。この場合に、地上権者であるCにも囲繞地通行権（201条1項）が認められるかどうかが問題となります。この点について、民法は、相隣関係の規定は、地上権者と土地の所有者との間について準用するとしています（267条）。つまり、Cには囲繞地通行権が認められますので、Bとの間で乙土地の通行利用のため賃貸借契約を結ぶ必要はありません。したがって、本肢は誤りです。

エ 本肢では、抵当権設定当時、土地はA所有、建物はC所有となっています。そして、その後に土地と建物がA所有になり、抵当権が実行されたとしても、法定地上権の要件である「土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され」という点を満たしませんので、法定地上権は成立しません（388条）。したがって、本肢は誤りです。

オ 民法269条1項は、「地上権者は、その権利が消滅した時に、土地を原状に復してその工作物及び竹木を収去することができる。ただし、土地の所有者が時価相当額を提供してこれを買い取る旨を通知したときは、地上権者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。」と規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはイ・オとなり、正解肢は4となります。

問題31 正解4

- 1 民法は、動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができないと規定し（352条）、さらに、動産質権者は、質物の占有を奪われたときは、占有回収の訴えによってのみ、その質物を回復することができると規定しています（353条）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 2 民法は、質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずると規定しています（344条）。また、不動産質権には抵当権の規定が準用されますので（361条）、登記は対抗要件となります。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 3 民法の即時取得（192条）の規定は、質権の取得にも適用されます。本肢は妥当な記述です。
- 4 民法は、不動産質権者は、質権の目的である不動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができると規定しています（356条）。条文上は、「設定者の承諾を得ること」は要求されていません。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 5 民法は、「質権は、財産権をその目的とすることができる。」と規定しています（権利質、362条1項）。本肢は妥当な記述です。

問題32 正解2

ア 判例は、賃貸人の地位と転借人の地位とが同一人に帰した場合であっても、転貸借は、当事者間にこれを消滅させる合意の成立しない限り、消滅しないものと解すべきであるとしています（最判昭35.6.23）。したがって、本肢は妥当な記述です。

イ 判例は、適法な転貸借がある場合、賃貸人が賃料延滞を理由として賃貸借契約を解除するには、賃借人に対して催告すれば足り、転借人に対して右延滞賃料の支払の機会を与えなければならないものではないとしています（最判昭37.3.29）。したがって、問題文の「転借人に対してその支払につき催告しなければ」という部分が誤りです。

ウ 民法上は、転貸の効果として、賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負うと規定しています（613条1項前段）。したがって、賃貸人は、転借人に直接に賃料の支払を請求することができます。本肢は誤りです。

エ 判例は、賃借権の譲渡又は転貸を承諾しない家屋の賃貸人は、原賃貸借を解除しなくとも、譲受人又は転借人に対しその明渡を求めることができるとしています（最判昭26.5.31）。したがって、本肢は誤りです。

オ 判例は、土地又は建物の賃借人は、賃借物に対する権利に基づき、自己に対して明渡を請求することができる第三者から、その明渡を求められた場合には、それ以後、賃料の支払を拒絶することができるとしています（最判昭50.4.25）。したがって、本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはア・オとなり、正解肢は2となります。

問題33 正解5

- 1 BはAから甲の管理を依頼されていることから、委任又は準委任の関係が成立します。そうだとすると、委任契約においては、受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求できません（648条1項）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 2 BはAから甲の管理を依頼されていないので、事務管理が成立します。事務管理の費用償還請求については、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができるとされています（702条1項）。本肢のBの行為は、「本人のために有益な費用を支出したとき」に該当すると解されますので費用償還請求は可能です。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 3 BはAから甲の管理を依頼されていないので、事務管理が成立します。事務管理において、本肢のように事務管理者Bが債務を負担した場合、本人Aに対して、自分に代わってその弁済をするように請求することができます（702条2項による650条2項の準用）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 4 BはAから甲の管理を依頼されていないので、事務管理が成立します。事務管理における、第三者と本人との関係について、判例は、「事務管理者が本人の名でした法律行為の効果は、当然には本人に及ぶものではない。」としています（最判昭36.11.30）。したがって、Aの追認がない場合には、AD間には契約関係が存在しませんので、Dは代金請求することはできません。本肢は妥当な記述です。
- 5 BはAから甲の管理を依頼されていることから、委任又は準委任の関係が成立します。民法は、委任の場合の費用前払い請求について、「委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。」と規定しています（649条）。つまり、BはAに対して事前にその費用の支払を請求することが可能です。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。

問題34 正解4

- 1 民法は、714条1項において、責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負うとしています。そこで、同居の配偶者が、この法定監督義務を負うかについて、判例は、原則として同居の配偶者だからといって当該責任は負うものではないとしつつ、責任無能力者との身分関係や日常生活における接觸状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が單なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準すべき者として、民法714条1項が類推適用されるとしています（最判平28.3.1）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 2 判例は、問題文のような事情において、兄と弟との間には右事故当時兄を自動車により自宅に送り届けるという仕事につき、民法715条1項にいう使用者・被用者の関係が成立していたと解するのが相当であるとして、兄に使用者責任を肯定しています（最判昭56.12.25）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 3 判例は、現所有者が、他人の築造した瑕疵のある工作物を瑕疵がないと信じ過失なくして買い受けた場合であっても、当該工作物を現に所有するという理由だけで民法717条の責任を負うことになる、と解しています（大判昭3.6.7）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 4 本肢における雇人は、「占有補助者」とされています。他方、民法の条文では「動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う」と規定しています（718条1項）。さらに、占有補助者は、あくまでも占有補助者ですので、同条2項の「占有者に代わって動物を管理する者」にも該当しません。つまり、当該雇人は、動物占有者の責任を負わないことになります。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 5 判例は、問題文のような事案において、交通事故における運転行為と医療事故における医療行為とは民法719条所定の共同不法行為にあたるから、各不法行為者は被害者の被った損害の全額について連帯して責任を負うべきものであるとしています（最判平13.3.13）。したがって、本肢は妥当な記述です。

問題35 正解2

ア 民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しています。本肢では、婚姻後の氏を定めずに婚姻届を提出していますので、不適法の婚姻届となり受理されないことになります。したがって、本肢は妥当な記述です。

イ 本肢の「離婚により復氏が確定し、離婚前の氏を称することができない。」との記述が誤りです。民法上は、離婚後も、離婚の日から3か月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができます（767条2項）。

ウ 民法上は、夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができますとされています（751条1項）。したがって、本肢は妥当な記述です。

エ 父母が離婚しても、子どもの氏は当然には変更されません。離婚によって子どもの親権者が旧姓に戻っても、子どもの氏が変わるわけではありません。そのため、母親が親権者であり旧姓に戻った場合には、親権者である母親と子どもの氏が異なるということになります。そして、母と同じ乙川の氏を称するためには、「家庭裁判所の許可を得て」から届出が必要です（791条1項）。単に「届け出ること」だけではありません。したがって、本肢は誤りです。

オ 民法810条は、「養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によって氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。」と規定しています。つまり、養親の氏を称することなく、婚姻の際に定めた氏を称することになります。したがって、本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはア・ウとなり、正解肢は2となります。

問題36 正解5

- 1 判例は、商法504条ただし書の趣旨について、相手方は、本人との法律関係又は代理人との法律関係を選択的に主張できるものと解しています（最大判昭43.4.24）。したがって、問題文の「本人及び代理人は連帶して履行の責任を負う。」という点が誤りです。
- 2 商法504条本文は、「商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。」と規定しています。したがって、本肢は誤りです。
- 3 肢1のとおり、判例によると相手方は、本人又は代理人を選択的に主張できるものと解しています（最大判昭43.4.24）。さらに、選択されなかった方の法律関係は否定されることになります。そうすると、本人と法律関係が生じる場合に、履行請求だけを代理人に行うということが認められません。したがって、本肢は誤りです。
- 4 肢1及び肢3のとおり、判例によると相手方は、本人との法律関係又は代理人との法律関係を選択的に主張できるものと解しています（最大判昭43.4.24）。さらに、選択されなかった方の法律関係は否定されることになります。そうすると、代理人と法律関係が生じる場合に、履行請求だけを本人に行うということが認められません。したがって、本肢は誤りです。
- 5 判例は、商法504条ただし書の趣旨について、相手方は、本人との法律関係又は代理人との法律関係を選択的に主張できるものと解しています（最大判昭43.4.24）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

<参考 商法504条>

商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人に対して履行の請求をすることを妨げない。

問題37 正解5

- ア 会社法27条4号は、定款の絶対的記載事項として、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額をあげています。したがって、本肢は妥当な記述です。
- イ 会社法34条1項は、「発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、発起人全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、株式会社の成立後にすることを妨げない。」と規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。
- ウ 会社法35条は、設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができないと規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。
- エ 募集設立において、株式の引受人が出資の履行をしていない場合に、発起人が催告の通知をするべきという規定はありません。したがって、本肢は誤りです。
- オ 株式会社の成立時に、金銭以外の財産により出資の履行をすることは、発起人しかなしません。募集設立における株式の引受人には、金銭による履行のみが認められています（63条1項）。したがって、本肢は誤りです。

以上より、誤っているものはエ・オとなり、正解肢は5となります。

問題38 正解5

- 1 会社法は、株主総会における議決権行使について要件を設けておらず、原則として株主であれば誰でも議決権を行使できます（105条1項3号参照）。したがって、本肢は誤りです。
- 2 会計帳簿の閲覧請求権は、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主又は発行済株主の100分の3以上の数の株主を有する株主のも行使可能です（433条1項柱書）。したがって、本肢は誤りです。
- 3 新株発行無効の訴えを提起できるのは「株主等（株主、取締役、清算人等）」であり（828条2項2号）、株主も提起可能ですが、株主であれば誰でも提起できます。したがって、本肢は誤りです。
- 4 株主総会決議取消しの訴えについても、株主であれば誰でも提起でき、保有期間等の制限は設けられていません（831条1項柱書参照）。したがって、本肢は誤りです。
- 5 取締役の責任を追及する訴え提起については、問題文の「公開会社の株主であって、かつ、権利行使の6か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主のみが権利を行える」という制約が付されています（847条1項及び2項参照）。したがって、これが正解肢となります。

問題39 正解1

ア 会社法366条1項は、「取締役会は、各取締役が招集する。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する。」と規定しています。代表取締役と決まっているわけではありません。したがって、本肢は誤りです。

イ 会社法368条1項は、「取締役会を招集する者は、取締役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各取締役（監査役設置会社にあっては、各取締役及び各監査役）に対してその通知を発しなければならない。」と規定しています。「取締役会の目的である事項及び議案を示して」という要件はありません。したがって、本肢は誤りです。

ウ 会社法369条1項は、「取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。」と規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

エ 会社法369条2項は、取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができないと規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

オ 会社法369条5項は、「取締役会の決議に参加した取締役であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。」と規定しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはア・イとなり、正解肢は1となります。

問題40 正解3

- 1 本問では、問題文に「取締役会を設置していない株式会社」とあります。したがって、株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができます（295条1項及び2項参照）。本肢は妥当な記述です。
- 2 いわゆる株主提案権についての記述です（303条1項）。株主は、取締役に対し、一定の事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る）を株主総会の目的とすることを請求することができます。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 3 会社法では、取締役の員数について、「株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。」と規定しています（326条1項）。「2人以上の取締役を置かなければならない。」わけではありません。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 4 本問では、問題文に「公開会社でない株式会社」とあります。したがって、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができます（331条2項ただし書）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 5 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとする場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないとされています（競業取引、356条1項1号）。したがって、本肢は妥当な記述です。

問題41～問題43は択一式（多肢選択式）

- 問題41** ア：9（自律） イ：10（二本立て体制）
ウ：11（多元） エ：20（営利）

本問は、NHK受信料の支払いについての最高裁大法廷判決を題材にした問題です（最大判平29.12.6）。

この裁判では、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に対し、その放送の受信についての契約の締結を強制する旨を定めた規定（放送法64条1項）の合憲性が争われました。

判例は、同法に定められた日本放送協会の目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の、日本放送協会の放送の受信についての契約の締結を強制する旨を定めたものとして、憲法13条、21条、29条に違反しないとしました。

以上を前提に、各空欄に当てはまる語句を選んでいきます。まず、空欄 [ア] には、「9（自律）」が入ります。直前に「放送の不偏不党」とありますので、権力の介入を許さないという趣旨での自律が相応しいです。

次に、空欄 [イ] には、「公共放送事業者と民間放送事業者とが、各自その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各自その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができる」という一文を受けて「10（二本立て体制）」が入ります。

さらに、空欄 [ウ] には、「的な基盤」という語句から推測して、「11（多元）」が入ります。

そして、空欄 [エ] には、その後の「目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止」という文章から「20（営利）」が入ります。

問題42 ア：6（公正） イ：12（不利益）
ウ：1（処分基準） エ：19（裁量権）

本問は、行政手続法に関する最高裁判例を題材にしています（最判平27.3.3）。

すなわち、行政手続法12条1項により定められ公にされている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合には、上記先行の処分を受けた者は、将来において上記後行の処分の対象となり得るときは、上記先行の処分の効果が期間の経過によりなくなつた後においても、当該処分基準の定めにより上記の不利益な取扱いを受けるべき期間内はなお当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する、というものです。

以上を前提に、各空欄に当てはまる語句を選んでいきます。まず、空欄 [ア] には、行政手続法1条1項の条文の文言より「6（公正）」が入ります。

次に、空欄 [イ] には、行政手続法2条8号ハの条文の文言より「12（不利益）」が入ります。

さらに、空欄 [ウ] には、行政手続法12条1項の条文の文言より「1（処分基準）」が入ります。

そして、空欄 [エ] には、「19（裁量権）」が入ります。すなわち、行政庁が処分基準と異なる取り扱いをする場合とは、「決められた基準」ではなく「裁量権」に基づく扱いをするということになるからです。

<参考 行政手続法>

・1条1項

この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に關し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

・2条8号ハ

処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

・12条1項

行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならぬ。

問題43 ア：14（当事者） イ：4（給付）
ウ：12（争点） エ：18（住民）

本問は、行政事件訴訟法の訴訟類型に関する説明文です。したがって、行政事件訴訟法の基本的な知識を正確に把握していれば、各空欄に語句を当てはめることは、それほど難しくはないと思います。

まず、空欄 [ア] には、「14（当事者）」が入ります。空欄の後の方に、「形式的 [ア] 訴訟と、公法上の法律関係に関する訴えを包括する実質的 [ア] 訴訟の2種類がある。」という一文がありますが、このように形式的と実質的と分類されているのは、当事者訴訟しかありません。

次に、空欄 [イ] には、「4（給付）」が入ります。この説明には、「金銭の支払を求める」とありますので、給付訴訟だと判断できます。

さらに、空欄 [ウ] には、「12（争点）」が入ります。この知識は、少しマイナー論点ですが、争点訴訟という概念を知っていれば、容易に入れることができます。

そして、空欄 [エ] には、「18（住民）」が入ります。説明として、民衆訴訟の一種で、かつ具体例の内容が、「当該普通地方公共団体の [エ] としての資格で提起」とありますので、比較的簡単に住民が導けると思います。

問題44～問題46は記述式

※解答は、必ず答案用紙裏面の解答欄（マス目）に記述すること。なお、字数には、句読点も含む。

問題44

<模範解答>

何	人	も	命	令	を	求	め	る	こ	と	が	で	き	、
Y	は	必	要	な	調	査	を	行	い	必	要	と	認	め
た	と	き	は	命	令	を	す	べ	き	で	あ	る	。	

(44字)

<解説>

まず、問題文の要求している形式を確認します。

そうすると、問題文では、行政手続法によれば、Yに対して、①どのような者が、②どのような行動をとることができるか、③また、これに対して、Yは、どのような対応をとるべきこととされているかについて、書くように指示があります。

そこで、解答については、この指示に従って記述することになります。

次に、内容ですが、設問では、消防署長Yが行うべき命令を行わずに放置している場合に、行政手続法上は、いかなる制度を設けているかという知識が問われています。そこで、行政手続法36条の3に規定する、「処分等の求め」の制度を記述すべきことが分かります。

ここで、当該条文を参照します。

<行政手続法36条の3>

第1項

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

第2項（省略）

第3項

当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

そうすると、前記の①どのような者が、②どのような行動をとることができるか、
③また、これに対して、Yは、どのような対応をとるべきこととされているか、に対
応する部分を抜き出して書くと、①何人も（1項）、②命令を求めることができる
(1項)、③Yは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、
命令を行わなければならない（3項）、という内容を記述すべきことが分かります。

なお、問題文には「消防法5条1項所定の必要な措置をなすべき旨の命令（「命
令」という。）をすることなく、放置している。」とありますので、調査の結果は、必
要があると認めているとの前提に立ちます。

問題45

<解答例>

共	有	者	全	員	の	合	意	が	必	要	で	、	修	繕
等	に	は	各	共	有	者	の	持	分	の	価	格	の	過
半	数	で	の	決	定	が	必	要	で	あ	る	。		

(43字)

<解説>

まず、本問の形式面では、先に問題文に『「建替えには」に続けて、』という指示があります。そこで、この指示にしたがいます。

次に、「修繕等については民法の定める「変更」や「保存行為」には該当しないものとし、また、同建物の敷地の権利については考慮しないものとする。」とありますので、修繕等は、保存行為でもなく、変更行為でもない、管理行為であるということが確定します。

したがって、まず建替えについての記述をし、その後に管理行為である修繕についての記述をするということが分かります。

次に、内容面ですが、まず共有物の管理については、以下の3類型を押さえておきましょう。

共有物の保存行為	共有物の現状を維持する行為 (修理など)	1人でも可能 (民法252条ただし書)。
共有物の管理行為	共有物を利用・改良する行為 (共有物の賃貸借等)	共有者の持分の価格により、 その過半数で決定する (民法252条本文)。
共有物の変更行為 (処分行為)	共有物の形若しくは性質に 変更を加えること (建替えや売却等)	共有者全員の同意が必要 (民法251条)

そうすると、建替えは変更行為として、共有者全員の同意が必要であり、問題文から管理行為とされている修正等には、各共有者の持分の価格の過半数での決定が必要であることが分かります。

問題46

<解答例>

第	三	者	の	た	め	に	す	る	契	約	と	い	い	、
C	が	B	に	契	約	の	利	益	を	享	受	す	る	意
思	を	表	示	す	る	こ	と	が	必	要	。			

(42字)

<解説>

まず、形式面ですが、①このような契約を何というか、②誰が、③誰に対して、④どのようなことをする必要があるか、という指示がありますので、これに従って記述します。

次に、内容面ですが、契約内容を確認すると、A B間の売買契約において、代金をCが受領するという内容になっていますので、これが「第三者のためにする契約」であることが分かります。

そうすると、まず、①「第三者のためにする契約」といい、さらに、Cの50万円の代金支払請求権が発生するためには②Cが、③Bに対して、④契約の利益を享受する意思を表示する必要があるということになります。

<参考条文 民法537条>

第1項

契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。

第2項

前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。

第3項

第一項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

一般知識等

問題47～問題60は択一式（5肢択一式）

問題47 正解3

- 1 確かに、日清戦争は1894年に起こりました。しかし、講和条約の名称はポーツマス条約ではなく、下関条約です。本肢は誤りです。
- 2 第一次世界大戦勃発後、日本が中国進出の足がかりとして占領したのは、山東半島の青島などです。なお、日本のハルビン占領は1932（昭和7）年です。本肢は誤りです。
- 3 本肢は、張作霖爆殺事件についての正しい内容です。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 1937（昭和12）年に発生した、いわゆる盧溝橋事件に不拡大方針の声明を出したのは（第一次）近衛文麿内閣です。本肢は誤りです。
- 5 1972（昭和47）年に、中華人民共和国を訪れたのは田中角栄首相です。また、日中平和友好条約を締結したのは福田赳氏内閣です。本肢は誤りです。

問題48 正解2

本問は、女性の政治参加に関する歴史に関する出題です。

まず、空欄 **ア** ですが、日本において女性の国政参加が認められたのは、「第二次世界大戦後」です。

次に、空欄 **イ** ですが、2017年末段階での衆議院議員の女性比率は、「約1割」です。

次に、空欄 **ウ** ですが、女性の行政府の長が誕生しているのは、イギリス、ドイツ、インドの他には、選択肢の中では「タイ」となります。なお、ここは、消去法でも解答できます。そうすると、解答としては2が正解肢だとすぐに分かります。

次に、空欄 **エ** には、法律名ですので、『政治分野における「男女共同参画」の推進に関する法律』と入ります。

最後に、空欄 **オ** には、「地方公共団体」が入ることが分かります。

以上より、正解肢は2となります。

問題49 正解3

- 1 1969年に成立した行政機関の職員の定員に関する法律（いわゆる総定員法）は、内閣の機関並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の定員総数の上限が定められていました。本肢は妥当な記述です。
- 2 1981年に発足したいわゆる土光臨調（第2次臨時行政調査会）を受けて、1980年代には増税なき財政再建のスローガンの下、許認可・補助金・特殊法人等の整理合理化や、3公社（国鉄・電電公社・専売公社）の民営化が進められました。本肢は妥当な記述です。
- 3 行政手続法の説明が明確に誤りです。行政手続法は、処分、行政指導は対象としていますが、行政上の強制執行、行政立法及び計画策定は対象としていません。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 4 1998年に成立した中央省庁等改革基本法では、内閣機能の強化、国の行政機関の再編成、独立行政法人制度の創設を含む国の行政組織等の減量・効率化などが規定されました。本肢は妥当な記述です。
- 5 2006年に成立したいわゆる行政改革推進法では、民間活動の領域を拡大し簡素で効率的な政府を実現するため、政策金融改革、独立行政法人の見直し、特別会計改革、総人件費改革、政府の資産・債務改革などが規定されました。本肢は妥当な記述です。

問題50 正解4

- ア 職能別労働組合が誤りです。日本では、職業ごとに労組を組むのではなく、企業単位で労組を組むことが多いです。
- イ 総務省統計局の労働力調査の2018年によると、役員を除く雇用者5596万人のうち、非正規の職員・従業員は2120万人です。つまり、約4割となります。したがって、本肢は妥当な記述です。
- ウ 国の法律で、兼業・副業について、許可なく他の企業の業務に従事できないという法律はありません。したがって、本肢は誤りです。
- エ 高度プロフェッショナル制度には、医師は含まれていません。したがって、本肢は誤りです。
- オ 働き方改革関連法により、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に対して年5日の年次有給休暇を取得させることが、使用者に義務付けられていました（労働基準法39条7項）。したがって、本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはイ・オとなり、正解肢は4となります。

問題51 正解2

- 1 信用乗数（貨幣乗数）とは、マネーストックがマネタリーベースの何倍かを示す比率で、貨幣乗数とも呼ばれます。一般的に預金準備率や現金・預金比率（企業や家計が持つ預金に対する現金の比率）が上昇すると信用乗数は低下します。本肢は誤りです。
- 2 消費者物価指数の説明として妥当です。消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する各種の財・サービスの価格の平均的な変動を測定するものであり、基準となる年の物価を100として指数値で表わすというものです。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 完全失業率とは、完全失業者数を労働力人口で割って算出します。雇用情勢を示す重要指標のひとつです。総務省が「労働力調査」で毎月発表しています。本肢は誤りです。
- 4 労働分配率とは、企業が新たに生産した付加価値全体のうちそのための労働の提供者に分配された比率です。その値が高いと労働者へ還元された割合が高いことになります。労働者間の所得格差とは、関係ありません。本肢は誤りです。
- 5 国内総支出（GDE）とは、国内で一定期間内に生産された財やサービスに対する支出の総額です。民間最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、純輸出の合計で算出されます。問題文は「輸入」を含んでいるので誤りです。

問題52 正解3

元号については、元号法という法律が規定しています。それによると、「元号は、政令で定める。」とされています（元号法1項）。つまり、元号は、法律に基づいて内閣が政令で定めるということになります。

したがって、正解肢は3となります。

問題53 正解4

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）では、「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいうと規定しています（2条2項）。したがって、本肢は妥当な記述です。

イ 家庭から排出される一般廃棄物の処理は市区町村の責務とされており、排出量を抑制するなどの方策の一つとして、ごみ処理の有料化を実施している市区町村があります。したがって、本肢は妥当な記述です。

ウ 廃棄物処理法においては、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」とされています（11条1項）。したがって、本肢は誤りです。

エ 環境省の発表している「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許認可に関する状況」によると、最終処分場の残余容量と残余年数は急減してはいません。したがって、本肢は誤りです。

オ 一定の有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について、国際的な枠組み及び手続等を規定したバーゼル条約があり、日本はこれに1993年に加入しています。したがって、本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはウ・エとなり、正解肢は4となります。

問題54 正解5

アは、VR（Virtual Reality）の説明です。イは、AI（Artificial Intelligence）の説明です。ウは、5G（5th Generation）の説明です。エは、IoT（Internet of Things）の説明です。最後に、オはSNS（Social Networking Service）の説明です。

以上より、正解肢は5となります。

問題55 正解2

- ア プロバイダなど他の電気通信事業者の回線設備を借りている電気通信事業者にも、通信の秘密保持義務は及ぶと解されています（電気通信事業法4条1項）。したがって、本肢は誤りです。
- イ 通信役務に携わっていない者が通信の秘密を侵した場合にも、処罰の対象となります（電気通信事業法179条）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- ウ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（いわゆる通信傍受法）では、裁判官の発する傍受令状により、犯罪関連通信の傍受をするとることができます（3条1項）。そして、その犯罪は、問題文が列挙するもの以外も含まれています。したがって、本肢は誤りです。
- エ 刑事施設の長は、通信の秘密の原則に対する例外として、受刑者が発受信する信書を検査し、その内容によって差止めをすることができます（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律127条1項）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- オ 通信の秘密には、通信の内容のみならず、通信当事者の氏名・住所、通信日時、通信回数も含まれると解されています。したがって、本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはア・ウとなり、正解肢は2となります。

問題56 正解1

問題に列挙されているもののうち、アナログ方式で送られているのは、アのAMラジオ放送と、イの公衆交換電話網です。

以上より、妥当なものはア・イとなり、正解肢は1となります。

問題57 正解1

- 1 個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法とする。）によると、個人情報保護委員会は、内閣総理大臣の所轄に属しています（59条2項）。総務大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣の共管ではありません。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 2 個人情報保護法は、個人情報保護委員会は、法律の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定しています（40条1項）。本肢は妥当な記述です。
- 3 個人情報保護法は、個人情報保護委員会の委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないと規定しています（71条1項）。本肢は妥当な記述です。
- 4 個人情報保護法は、個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が法律の定める認定取消要件に該当する場合には、その認定を取り消すことができると規定しています（58条1項参照）。本肢は妥当な記述です。
- 5 個人情報保護法は、個人情報保護委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、その職務を退いた後も、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない旨を規定しています（72条）。本肢は妥当な記述です。

問題58 正解2

まず、本文を読むと、その主張としては、身体の情動反応が先に来て、その後に感情がついてくるということを述べていることが分かります。

そうすると、多くの人にとって意外な命題である主張をした後に、空欄の前に、「案外そうでもない」と切り返す語句を入れていますので、その自身の意外な主張の例示を述べている内容になると推測できます。そして、その判断のポイントは、その行動と湧き上がる感情が一般的に見て相当な因果関係にある必要があるかどうかです。

そして、各選択肢を検討すると、肢2がそれに当てはまると分かります。

肢1は、不機嫌な上司と乗り合わせることと、取り繕った嫌悪感は一般的に見て相当な因果関係にはありません。これに対して、肢2は、クマに遭遇することと恐怖心とは一般的に見て相当な因果関係にあるといえます。

問題59 正解3

まず、問題文を読むと、人体の構造の話をきっかけとして、人智の及ばない事項について、古来、日本人は畏敬の念を込めて「観る」という態度を基本としているという主張が分かります。

そして、各空欄を検討すると、まず空欄 **I** には、自然体といわれる姿勢の、「態度」か「形態」を二択で選ぶことになりますが、姿勢の態度というのは意味が通りませんので、形態を選ぶことになります。次に、空欄 **II** には、人体のメカニズムの話ですので解剖学が相応しいと判断できます。次に、空欄 **III** には、「ある意味」という語句があるので、ただの尊敬ではなく、畏れを抱きながら敬うという畏敬の念が入ります。

さらに、文脈から空欄 **IV** には、人知が入り、空欄 **V** には、不遜が入ります。

問題60 正解2

まず、問題文を読むと、その趣旨は、主観と客観の相違というテーマについてだと理解できます。

そして、次に選択肢を読み、入れやすいものから入れていきます。

そうすると、まず空欄 **II** が、その前に「仲間の中に自分がいても、孤独を感じることになる」という分があるので、肢オが入ることが分かります。

次に、空欄 **IV** には、肢イが入ります。空欄の前に、相手方が勝手に絡んでくる内容が記載されているからです。

そして、空欄 **V** には、肢ウが入ります。その前に、『「自分はあいつにとっては良い子ではない」と判断する』とありますので、ようするに「気に入られていない」状況、という肢ウが入ります。

さらに、残った選択肢を検討すると、空欄 **I** には肢アが、空欄 **III** には肢エが入ると判断できます。